

令和 6 年第 3 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 4 号

おいらせ町議会 令和6年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和6年第3回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和6年9月11日（水）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和6年9月11日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和6年9月11日 午前10時32分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	15 番	吉 村 敏 文		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	鈴 木 政 康	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳
	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一	会 計 管 理 者	小 向 正 志
	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸	教育委員会教育長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社会教育・体育課長	三 村 俊 介
	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監査委員事務局長	佐々木 拓 仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第 5 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	2	報告第 6 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	3	報告第 7 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	4	報告第 8 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	5	報告第 9 号	専決処分の報告について (自動車破損に係る損害賠償の額の決定について)	
	6	報告第 10 号	放棄した債権の報告について	
	7	報告第 11 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	
	8	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	9	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	10	議案第 41 号	おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第 42 号	おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	
	12	議案第 43 号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
	13	議案第 44 号	おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について	
	14	議案第 45 号	おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	15	議案第 46 号	おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について	
	16	議案第 47 号	木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について	
	17	議案第 48 号	木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について	
	18	議案第 49 号	木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について	
	19	議案第 50 号	いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について	
	20	議案第 51 号	いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について	
	21	議案第 52 号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
	22	議案第 53 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について	
	23	議案第 54 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
	24	議案第 55 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

	25	議案第 5 6 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
	26	議案第 5 7 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
	27	議案第 5 8 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
	28	議案第 5 9 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
	29	認定第 1 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について
	30	認定第 2 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	31	認定第 3 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	32	認定第 4 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	33	認定第 5 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	34	認定第 6 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	35	認定第 7 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	36	認定第 8 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について
	37	報告第 1 2 号	令和 5 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	発委第 5 号	おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について
	2	発委第 6 号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について
	3	発委第 7 号	おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について
開 議	午前 1 0 時 0 0 分		
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
	6 番	佐々木	勝 議員
	7 番	澤 上	訓 議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では、携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定くださるようお願いいたします。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１５人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、１５番吉村敏文議員は遅れて来るとの連絡が入っております。 (開会時刻 午前１０時００分)
議事日程 報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	松林議長	昨日までは、議案第５３号までの審議が終了しております。したがって、本日は議案第５４号からの審議となります。 日程第１、議案第５４号、令和６年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
当局の説明	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第５４号についてご説明申し上げます。 議案書の６３ページから６５ページ、別データの特別会計補正予算に関する説明書４ページから１３ページになります。ご用意できましたでしょうか。 それでは説明いたします。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に９９１万１，０００円を追加し、２３億２，１１１万７，０００円とするものであります。

当局の説明	松林議長	主な内容は、歳出では、国民健康保険システム改修委託料を増額し、前年度保険給付費等の実績精算に伴う県費返還金を計上する一方、歳入では、国民健康保険事業基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。特別会計補正予算に関する説明書 7 ページから 13 ページになります。給与費明細書も含めます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 54 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
当局の説明	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第 2、議案第 55 号、令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
当局の説明	学務課長 (福田輝雄君)	それでは議案第 55 号についてご説明申し上げます。 議案書は 66 ページから 68 ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 5 万 1,000 円を追加し、

当局の説明		歳入歳出予算の総額を1,919万1,000円とするものであります。 歳入歳出の内容についてご説明いたしますので、別冊の令和6年度特別公営企業会計補正予算に関する説明書をご準備お願いいたします。 ページは、14ページから18ページになります。 それでは歳出の内容からご説明いたしますので、18ページをご覧ください。 歳出では、1款1項1目奨学資金貸付事業費の24節積立金を、寄附採納に伴い5万1,000円増額するものであります。 ページが戻りまして、17ページをご覧ください。 次に、歳入では2款1項1目寄附金を1万7,000円増額し、令和5年度決算に伴い、4款1項1目繰越金を45万7,000円増額し、3款1項1目一般会計繰入金を9,000円、3款2項1目奨学基金繰入金を41万4,000円それぞれ増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。説明書17ページから18ページになります。 質疑ございませんか。 暫時休憩します。
	松林議長	(休憩 午前10時05分) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	(再開 午前10時06分) 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	すみません、失礼しました。説明の中でそれぞれ減額という形でご説明しましたがけれども、歳入です、3款1項1目一般会計繰入金を9,000円、3款2項1目奨学基金繰入金を41万4,000円それぞれ増額するものになりますので、大変失礼いたしました。訂正させていただきます。（「まだ間違いがあるようです」の声あり）

質疑	松林議長	失礼しました。原稿が合っていて、私が説明間違いありまして、失礼します。訂正いたします。 歳入の３款１項１目一般会計繰入金を９,０００円、３款２項１目奨学基金繰入金を４１万４,０００円それぞれ減額するものになりますので、大変失礼いたしました。
	１１番 (平野敏彦君)	学務課長いいですか。 これから質疑に入ります。ございませんか。 １１番。 今の歳入のところ、寄附金のところですけども、１万７,０００円が補正になってトータル１万８,０００円です。これは、例えばふるさと応援寄附金のことがありますけれども、育英基金に振り分かれていないのか、一般寄附ですとふるさと応援寄附金が２,２００万円も５年に入っていますけれども、教育費の寄附金は、図書等購入して寄附金、条件がついてるわけですけども、育英基金に対する充当ができるような寄附というのは、決算書を見ても特別教育費の中で、本当にこういうふうに指定されてきているのか、育英基金に充当できる寄附金というのはないのか、ここを聞かせたい。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	平野議員がお話ししているふるさと応援寄附金のものがどういう形で奨学基金に入ってるかという形になりますけれども、今年度、令和５年度につきましては、前々年度のふるさと応援寄附金の中で奨学資金へということで目的されて寄附されたものにつきまして、令和５年度につきましては決算書のほうになりますけれども、科目とすれば、繰入金の３款１項１目の一般会計繰入金として計上をさせていただいているところとなっております。 決算額になりますけれども３０９万４,０００円、ふるさと納税のほうで奨学資金にということでいただいたものを繰り入れて基金に積み立てておりますので、ご理解いただければと思います。
	松林議長	１１番。

質疑	1 1 番 (平野敏彦君)	私が言っているのは、町に寄附をされて、この種類については一般寄附金、それから教育費の寄附金、町の収入はあるんですけども、一般寄附金の中で、本当に一般寄附とふるさと応援寄附金が、このふるさと応援寄附金というのは、5年度の決算見れば2, 285万6, 000円あるんですけども、この中で、今育英基金に回せる寄附金というのはなかったのかなという、繰入れでないですよ。寄附されたものを、この育英基金に入れる、そういう部分というのはなかったのか。見れば、図書購入で30万円があるんですけども、決算見れば、今年は、これと言ったら基金というのは積んでいるのから繰入れしているわけだから、寄附金の中で奨学基金に回せる原資というのは、今年はまるきり今の補正のままでいったら、1万8, 000円か何ぼしか寄附金が入ってこないのかと。 もっとほかの一般会計からも入ってきているのが、こっちの寄附金として回ってこないのかということを知っています。
答弁	松林議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それでは、ふるさと応援寄附金の使途の状況についてご説明申し上げます。もし答弁漏れがあれば、学務課長から追加で答弁していただくことになります。 寄附金の活用状況につきましては、もともと寄附するに当たって、寄附をしてくださる方がその使途、寄附の使途を指定して寄附をしてくることになります。内容といたしましては、事前に設定してある使途が6つございます。1つ目は人材育成ということで、学校教育環境の充実、これは図書とか様々学校備品等に充当できる寄附となります。2つ目が、人材育成の奨学資金という項目がありましてこちらが今報告、ご質問がありました奨学資金への寄附という形になります。3つ目が人材育成の子育て支援、それから4つ目が自然環境の保全、5つ目がコミュニティー活動の推進、6つ目がおいらせブランドの普及推進で、その6つでもない、いずれもないものはその他という形で使途を決めないで寄附をするという形になっております。 私申し上げました奨学資金に対する使途につきましては、このような形で奨学資金会計に繰り出しをしているということになります。 以上です。

質疑	松林議長	11番。
	11番 (平野敏彦君)	项目的にいけば人材育成で、図書、奨学金、子育て、それから、7項目、その他までであると。 これは、例えば、その使途を指定して寄附者があるんだけど、この中身というのは寄附する人は分からないと思いますよ、私は。例えば、子供たちのために使ってくださいという形で寄附した場合、図書のほうに充てるとか奨学金に充てるとか子育て支援に充てるとかというのは、担当者が決めるんですかこれは。誰が決めるんですか。
答弁	松林議長	商工観光課長。
	商工観光課長 (柏崎勝徳君)	それではご質問にお答えをいたします。 先ほど、私答弁したとおり、もう既にふるさと納税、おいらせ町に関しては6つの使途をこちらで指定をさせていただいて、それに対して、寄附者がこれに活用してもらいたいということを選んで寄附をしていただくということになります。 7つ目はその他ということで、寄附者の指定がないもの、これに関しては、もちろん町の財政事情等を考慮しながら事業に充当しておりますので、その他に関しては、寄附者は何に使われているのかというのはホームページを見ていただくことで分かると思いますけれども、寄附した段階では分からないというのはご指摘のとおりかと思います。 ただ奨学資金、それから学校教育、子育てに関しては、既に寄附者がこれに寄附をしたいと目的を指定して寄附をしていただきますので、内容的には、学校教育の充実ということであれば図書買ったりとか備品を買ったりということかなということは想定されるのかなと思っております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席) 松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。

＊＊「なし」の声＊＊

当局の説明		これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５５号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第３、議案第５６号、令和６度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	それでは、議案第５６号についてご説明申し上げます。 議案書の６９ページから７１ページ、別データの特別会計補正予算に関する説明書１９ページから３０ページになります。 議案書７０ページ、７１ページをご覧ください。ご用意できたでしょうか。 本案は、既定予算の総額に１億２，７１５万８，０００円を追加し、予算の総額を２５億６，２３９万５，０００円とするものであります。 その主な内容であります。歳出では、前年度介護給付費負担金の実績精算に伴い、国庫返還金、県費返還金を計上する一方、歳入では、前年度決算に伴い介護保険給付費準備基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。説明書２２ページから３０ページになります。給与明細書も含みます。 質疑ございませんか。

質疑	11番 (平野敏彦君)	11番。 歳出の3款4項1目、このところで、給与職員手当等が減額になっていますけれども、これはフルタイム会計年度任用職員ということで、給与明細書の一般職とは直接の関わりがないのかなと思って、ここ確認です。 職員数が、この一般職で言いますと、補正前が21、補正後が21で異動がないんですけれども、こっちの補正の予算でいけば1名減になるのかなと思っていましたけれども、これは一般職でないので計上されていないということなのか、ここ確認です。
	松林議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (澤頭則光君)	ただいまのご質問にお答えいたします。 議員おっしゃるとおり、お見込みのとおりであります。当初、こちらは前、一般質問でもお話ししたとおり、看護師さん等の会計年度任用職員の給与になっておりますが、こちら、当初ケアマネ資格の者を5人としておりましたが、ちょっと1人欠員しておりましたので、その分減額したものになっております。 以上であります。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第56号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	異議なしと認めます。

当局の説明	松林議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第４、議案第５７号、令和６年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 （松山公士君）	それでは、議案第５７号についてご説明申し上げます。 議案書の７２ページから７４ページ、別データの特別会計補正予算に関する説明書３１ページから３８ページになります。ご用意できましたでしょうか。 それでは説明いたします。
	松林議長	ちょっとストップしてください。休憩します。 暫時休憩します。
	松林議長	（休憩 午前１０時２０分） 休憩前に引き続き会議を開きます。
	松林議長	（再開 午前１０時２５分） 町民課長。
当局の説明	町民課長 （松山公士君）	それでは、説明いたします。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に３，７８２万８，０００円を追加し、３億３，２４２万３，０００円とするものであります。 主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 説明書３４ページから３８ページになります。給与明細書も含みます。

当局の説明		質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５７号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第５、議案第５８号、令和６年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (柴嶋泰幸君)	それでは、議案第５８号についてご説明申し上げます。 議案書の７５ページから７６ページをご覧ください。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に１，３１５万６，０００円を追加し、予算の総額を１０億９，１２７万１，０００円とするものであります。また、資本的支出の既決予定額に５８０万円を追加し、予算の総額を７，０７５万５，０００円とするものであります。 主な内容について説明いたします。 補正予算に関する説明書の３９ページから４５ページをご覧ください。 収益的支出では、職員の給料や手当の調整により給与費１，３１０万６，０００円を、今年度購入予定の機械備品に係る保険料５万円を追加し、収益的収入では、支出の見合い額として、入院収益１，１６５万６，０００円を、病院経営強化プランの点検等に係る他会計補助金１５０万円を追加するものであります。

当局の説明		資本的支出では、病院新築移転基本構想・基本計画策定支援等委託料５８０万円を追加し、資本的収入の不足額は当年度損益勘定留保資金を充当するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書４０ページから４５ページ、給与明細書も含みます。議案書７５ページから７６ページになります。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第５８号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
当局の説明	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第６、議案第５９号、令和６年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第５９号についてご説明いたします。 議案書は７７ページ、７８ページになります。 本案の第２条業務の予定量では、管路建設改良事業について、資本的支出の増額に伴い増額するものです。 第３条では、収益的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ４６８

		万 1, 0 0 0 円を追加するものです。 第 4 条では、資本的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ 4 4 1 万 7, 0 0 0 円を追加するものです。 第 5 条では、当初予算第 4 条の 2 で定めた、令和 6 年 4 月 1 日付、公営企業法適用による打切り決算に伴う過年度分の未収金と未払金の額を、執行予定額に調整するものです。 それでは、主な内容についてご説明いたします。 補正予算に関する説明書の 4 6 ページから 5 2 ページになります。 収益的支出は、過年度分収入に係る消費税を 2 0 0 万円増額するほか、人事異動に伴い給与費を調整するもので、収益的収入では、その財源として一般会計補助金を支出補正額と同額の 4 6 8 万 1, 0 0 0 円増額するものです。 資本的支出では、公共汚水ますの設置に関する費用として 3 1 4 万 2, 0 0 0 円を増額するほか、人事異動に伴い給与費を調整するもので、資本的収入では、その財源として、一般会計補助金を支出補正額と同額の 4 4 1 万 7, 0 0 0 円増額するものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書 4 7 ページから 5 2 ページ、給与費明細書も含みます。議案書 7 7 ページから 7 8 ページになります。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第 5 9 号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***

日程終了の 告知 散会宣告	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 これで本日の会議を閉じます。
	松林議長	本日は、これで散会いたします。 (散会時刻 午前10時32分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 6 年 1 1 月 2 2 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 佐々木 勝

署名議員 澤 上 訓